

令和2年度 群馬県立障害者リハビリテーションセンター事業計画

I 基本方針

当センターの運営に当たっては障害者福祉法、障害者総合支援法の趣旨に基づき、ご利用者ができるかぎり自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、利用者本位のサービスに努め、指定管理者として県担当課と連携のもと、次の方針で事業を運営する。

- 1 ご利用者が「納得」するサービスを提供し、「選ばれる施設」を目指す。
- 2 県立施設としての「役割」を一層発揮し、障害者支援の拠点となることを目指す。
- 3 民間法人の柔軟性・機動性を発揮し、効率的かつ効果的な経営を目指す。
- 4 職員一人ひとりが自己研鑽に励み、資質向上と専門性の向上に努める。

II 業務内容

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第7項に規定する生活介護に関する業務、同条第8項に規定する短期入所に関する業務、同条第10項に規定する施設入所支援に関する業務、同条第12項に規定する自立訓練に関する業務を行う。

また、リハビリテーションセンターを利用する障害者の診療に関する業務及び障害者の福祉に関し、知事が必要と認めた業務を行う。

- 1 生活介護事業：常時介護を必要とする重度障害者を、入所利用により日常生活上の介護を行うとともに、その人らしく安心して生活できるよう援助する。
- 2 短期入所事業：自宅で介護する人の病気その他の理由により、短期間の入所を必要とする障害者を受け入れる。
- 3 施設入所支援事業：生活介護事業・自立訓練（機能訓練）事業を入所利用する障害者に、主として夜間において介護や訓練を行う。
- 4 自立訓練事業：地域で安定的な生活を営み、社会参加したいという障害者のために機能訓練・生活訓練を行う。通所が基本だが、機能訓練は入所による利用も可能である。
- 5 附属診療所：内科、整形外科、精神科、リハビリテーション科を診療科目として、ご利用者の健康管理に当たる。
- 6 売店事業：自主事業として施設内のご利用者へ日用品等の販売を行う。

III 令和2年度重点項目

- 1 法人の中長期計画を職員全員が理解し、各取組についても積極的に協力・推進していく。
- 2 県立施設として求められる役割をしっかりと果たしていく。また、旧棟解体後に整備する駐車場、屋外訓練設備、物置、喫煙スペース、フェンス等を県と協議し、進めていく。
- 3 各部・課が連携し、サービスの質の更なる向上を目指し取り組んでいく。
- 4 定員が増えた短期入所事業の利用促進、機能訓練及び生活訓練の事業区分のあり方、障害特性にあったテクノロジー機器の活用についての検討を進める。
- 5 研修室を活用して、障害者支援に係る職員研修やスキルアップを目指す職員教育及び地域に

に向けた研修などを開催する。

- 6 運営経費の中で比重の大きい人件費を抑制するため、ご利用者のサービスを担保した上で、適正な職員配置を精査し、効率的な運営に努める。

IV 数値目標

実施事業	定員	目標値	備考
施設入所支援事業	140名	生活介護98% 機能訓練50%	生活介護120名 機能訓練 20名
短期入所事業	12名	50%	南棟6名、北棟6名
生活介護事業	120名	98%	
自立訓練（機能訓練）事業	20名	70%	
自立訓練（生活訓練）事業	10名	50%	
附属診療所		210件/月	令和元年度月平均請求件数による

V 部門別計画

1 介護部門（医療健康課・生活支援課）

施設入所支援事業・短期入所事業・生活介護事業

(1) 方針

- ① 県立の障害者支援施設としてセーフティーネット機能を発揮し、24時間看護体制を継続して実施する。増加する医療対応ニーズに安全かつ的確に応えるなど、他施設では受入が難しいケースについても受け入れていく。
- ② ご利用者の状態に応じて「自分でできることは、自分で行う」よう働きかけ、日常生活の幅を広げられるよう自立支援の働きかけを強化するとともに、理学療法や作業療法の専門職を配置して日常生活動作の維持向上に努め、ご利用者の状態に応じた「自立域の拡大」を目指す。
- ③ 重度障害者であっても「その人らしく」より豊かな生活が送れるよう、ご利用者の意欲や要望、適性等を勘案しながら一人ひとりのニーズに対応し、創作活動・軽作業・レクリエーションの機会を提供するとともに、外出支援を充実するなど、「生活の質の向上」を目指す。

(2) 課題

- ① 介護・看護の一体型支援を推進する。
- ② 重度化・高齢化に対応して延命措置の希望の確認など、ご利用者の意思を尊重し、支援を行う。
- ③ 重複障害としての高次脳機能障害、その他の精神障害、知的障害について支援方法の充実を図る。
- ④ 難病支援や重度障害者支援に関する研修会に参加し、新しい知識・技術を取り入れながら統一した支援を行う。
- ⑤ 日中活動の内容・回数・時間を工夫し、多様な活動を支援する。
- ⑥ 登録喀痰吸引等事業者の体制を維持できるよう、資格取得のため、研修助成を行う。
- ⑦ 障害者であるまえに社会人であること、自らの生き方を自らの意思で決めていくことを基本に「個別支援計画」を作成し、自分でできることの素晴らしさと達成感を感じていただけるようなサービスを提供する。
- ⑧ 少人数ケア及び同性介護を充実させ、安全・安心なケアを基本に快適なケアの実現を目指す

す。

- ⑨ 重度の障害者であっても、地域移行を希望するご利用者には、相談支援事業所との連携のもと情報を提供し、円滑な移行を支援する。
- ⑩ 待機者をスムーズに受け入れるための調整を行う。
- ⑪ リフトを活用し、腰痛の予防対策と業務負担軽減を図る。

(3) 令和2年度重点項目

- ① ALS等難病の方の短期入所の利用実績をつくる。
- ② 医師・看護職員による健康や感染症等に関する勉強会を開催する。
- ③ 研修に積極的に参加し、専門性の高い知識を身に付けられるよう伝達研修を実施する。
- ④ 職員の意識強化として、身体拘束廃止検討委員会を中心に「虐待防止セルフチェックリスト」を年2回確認する。また、虐待防止・権利擁護研修を実施する。
- ⑤ ご利用者にあったスリングシートの購入をすすめ、各寮でリフト使用者を増やす。
- ⑥ 施設入所支援事業に係る利用ニーズを把握し、適正な定員の検討を進める。

2 訓練部門（自立支援課）

自立訓練（機能訓練・生活訓練）事業

(1) 方針

- ① 病院のリハビリテーションを終了された段階でもなお地域生活に課題のある方や自宅で生活していても新たに課題が生じた方に、住み慣れた地域でより自立した日常生活や社会生活ができるよう支援する。
- ② 県内唯一の「自立訓練（機能訓練）実施施設」として、実生活を想定した訓練や相談援助のサービスを提供する。
- ③ 県内唯一の高次脳機能障害に特化した「自立訓練（生活訓練）実施施設」として、外見上わかりにくい障害と向き合いながら安定して暮らし、社会との繋がりを広げていけるよう、作業療法や認知訓練、グループ訓練や相談援助のサービスを提供する。

(2) 課題

- ① 多機能型施設のメリットを活かし、生活支援課の介護機能を活用してサービスの幅を広げ、障害程度の重いご利用者も入所による効果の高い訓練を利用できるようにする。
- ② 身体機能に障害がある方には、身体機能面の向上だけでなく、社会生活に必要な力を高め積極的に社会参加ができるよう支援する。
- ③ 高次脳機能障害がある方には、作業療法士が行う個別の認知訓練と、作業療法士や生活支援員が行うグループ訓練のプログラムを実施し、支援体制の充実を図る。
 - ア 個別訓練は、ご利用者と1対1で行い、課題を通して症状や対処法をその場で説明することで、自身の障害認識を高め、一人ひとりの高次脳機能障害に合わせた代償手段の検討や獲得を目指す。
 - イ 目標や障害特性に沿った「一般就労・福祉的就労・復職・単身生活・コミュニケーション・レクリエーション・活動（運動・清掃・園芸）・自己理解」の8つのグループ訓練を実施する。グループで活動することにより、他者との関わりの中で自分の障害に気づき、見つめ直す機会を得られるよう支援する。また、グループ討議や役割分担、模擬体験などを通して主体性や自主性を高め、実際に行動できるよう支援する。
 - ウ 県立施設として、また、高次脳機能障害者支援に特化した唯一の生活訓練事業所として、高次脳機能障害に関する研修などを積極的に行い、県内の高次脳機能障害者支援の発信に努める。

- ④ 有期限のサービスであることや曜日により利用率にバラツキがあり変動しやすいため、利用の安定を目指す。
 - ⑤ 家族支援として、ご家族や支援者への障害特性に合わせた支援方法の伝達を行う。
 - ⑥ ご利用者の状況に合わせた社会生活力向上のグループ訓練における内容の充実を図る。
 - ⑦ テクノロジー機器の利活用による生活のしやすさを提供する。
- (3) 令和 2 年度重点項目
- ① セラピストが用意した日常生活場面で可能な動作練習プログラムを施設入所支援事業の職員が実施する。
 - ② 利用終了者を見越して、新規利用者の獲得に努める。
 - ③ 通所利用が難しい方へは、入所を勧める。
 - ア 施設入所の閉鎖的なイメージを払拭できるように、外出できたり、土日祝日は帰宅して家庭で過ごせたりすることを説明する。
 - イ 24 時間の施設での生活の中で、時間の制約が少なく支援できる入所利用のメリットを説明する。
 - ④ 毎月 1 名は利用希望の事前評価を受ける。
 - ⑤ 通所利用者が欠席の場合、振替訓練を実施し、利用の機会を確保する。
 - ⑥ 高次脳機能障害の方の家族懇談会の年 2 回の実施と、随時個別での家族支援を行う。
 - ⑦ 社会生活に必要なコミュニケーション、公共交通の利用、家事、情報収集等の能力を高め、社会参加をしていくためのプログラムを実施する。
 - ⑧ 様々なテクノロジー機器についての知識を獲得し、使用方法についての検討を行う。

3 附属診療所

(1) 方針

- ① 内科、整形外科、精神科、リハビリテーション科の必要な診療を行うとともに、地域の医療機関とも連携し、ご利用者の「かかりつけ診療所」としてニーズに応える。
- ② 「定期健康診断」「医療相談」「健康相談」「栄養相談」に積極的に取り組み、ご利用者の健康管理をサポートする。
- ③ リビングウイルを尊重し、終末期をどう生きるか多職種で丁寧に繰り返しご家族と相談（アドバイス・ケア・プランニング）する。
- ④ 隣接する県立施設のご利用者の健康管理のサポートを行う。

(2) 課題

- ① 必要な看護人材を中長期にわたって安定的に確保できるよう取り組む。
- ② 入所・通所に限らず、地域の障害者にとっての当診療所の役割を模索する。

(3) 令和 2 年度重点項目

- ① 先進的な障害者診療を取り入れられるよう、研鑽に励む。
- ② 診療所の診療件数増に繋がるよう、関係者で検討を続ける。

4 総務部門（総務課・栄養課）

(1) 方針

- ① 中長期計画を職員全員に周知し実践することにより、当センターとしての役割を果たしていく。
- ② 施設運営にかかる様々な課題、情報等を積極的に拾い上げ、施設内で共有するとともに、

各セクションと一体となって検討し解決に導くよう、「施設の心臓」としての機能を果たす。

- ③ 経営の基本である「費用対効果」の視点を重視し、「ムダ」「ムリ」の排除に努め、なお一層の「効率的な施設運営」に取り組む。
- ④ 支援記録や請求などの新たなソフトウェアの運用を軌道に乗せる。
- ⑤ 栄養ケア・マネジメントに基づく一人ひとりの状態にあった食事内容の提供を行う。また、ご利用者の食の楽しみを大切に、安全で美味しく楽しい食事提供に取り組む。

(2) 課題

- ① 中長期計画に沿った取組を実施するに当たり、必要な体制整備等を行う。
- ② 人件費やランニングコスト等の固定経費の上昇による経常経費の増加により収益の確保が厳しくなっているため、各サービス区分会計の経理状況を分析し、「最小の経費で最大の効果」が発揮できるよう施設全体をマネジメントし、経営状況を安定させる。
- ③ 設備・備品の適正な補修・更新を行うとともに環境美化に努める。
- ④ 苦情・要望への対応を強化し、サービスの改善や質の向上に繋げる。
- ⑤ ご利用者の安全確保を第一とした防犯・防災対策の徹底と、俊敏な対応力を強化する。
- ⑥ 職場研修、派遣研修について、計画的に実施する体制を整える。
- ⑦ 会計基準についての理解を深め、よりスピーディーで適切な経理事務を行う。
- ⑧ 各種サービス報酬単価の改定やサービス内容の変更等に対して間違いのない請求業務を徹底するため、各セクションと連携を強化する。
- ⑨ 複雑化するご利用者の食事への要望に、可能な限り対応する。
- ⑩ 日常メニューの他、季節の行事食、お誕生日お祝い御膳、バイキング、郷土料理、リクエストメニュー等、ご利用者が楽しめる幅広い献立とする。また、食べやすい形や大きさなども工夫し、管理栄養士による栄養バランスの取れた給食を提供する。
- ⑪ 地元の野菜を使用した献立作成を行い、見積り合わせを定期的に行い、いいものをより安く仕入れる努力をする。
- ⑫ 「栄養ケア・マネジメント」に基づく個別の栄養管理を行い、多職種と協働して健康状態を観察・把握し、ご利用者のQOLの向上を目指す。
- ⑬ 衛生マニュアルに沿った衛生管理を徹底して、安心安全な給食の提供を行う。
- ⑭ 管理栄養士が、地域の方々やご利用者・ご家族・職員を対象に「栄養」や「健康」について興味を持っていただけるような講座を年1回以上開催する。

(3) 令和2年度重点項目

- ① 中長期計画を職員全員が理解するよう周知徹底する。
- ② 施設内における苦情・要望への流れを検証し、チームとして再発防止に向けて取り組む。
- ③ 各部における年間研修計画を総務課で集約し、計画的な研修体制を整える。
- ④ 施設サービスの報酬改定について遺漏の無いよう対応する。
- ⑤ ホームページ及びパンフレット等をタイムリーに更新し、情報発信力を強化していく。
- ⑥ 災害対策における防災マニュアル及びBCP（業務継続計画）について、職員へ周知徹底していく。
- ⑦ ご利用者の「食べること」への充実に向け、ご利用者の健康状態から栄養ケア・マネジメントを軸に各職種間で問題解決を図り、「美味しい」食事提供を行う。
- ⑧ 大量調理施設衛生管理マニュアルを基にした衛生管理を徹底して、衛生的かつ適温での給食に努める。

5 地域貢献の推進（全部門）

(1) 方針

- ① 当センターの特徴を活かした地域貢献事業に積極的に取り組む。

(2) 課題

- ① 地域のニーズの掘り起こし等把握に努める。
- ② 継続的な取組を模索する。

(3) 令和 2 年度重点項目

- ① 伊勢崎市地域自立支援協議会、障害者就労支援協議会及び障害者自立支援給付認定審査会等に職員を派遣する。
- ② なんでも福祉相談員を配置し、幅広い福祉相談に対応する。
- ③ 当センターの利用者の低所得者に対して食事代の減額を行う。
- ④ 災害派遣福祉チーム（DWA T）に登録した職員を要請に基づき派遣する。
- ⑤ 災害時に地域住民に対して、センター売店の商品（食糧、紙おむつ等）の無償提供を行う。
- ⑥ 隣接する 4 施設と年 1 回会合を持つとともに災害発生時における相互応援協定を締結する。
- ⑦ 地域の中学生や高校生、福祉資格等養成校の学生に対して学習する機会等を設け、障害や福祉について理解を深める取組を行う。
- ⑧ 地域住民の方に対して、介護・訓練・看護・栄養の専門職による無料の福祉・健康講座を行う。
- ⑨ 地域ボランティアや地域住民に施設見学等を通して、障害者支援のノウハウを提供する。
- ⑩ 当センターの医師が県立ふれあいスポーツプラザに定期的に出向いて、利用者の健康相談を行う。
- ⑪ 職員が利用者とともに近隣道路を清掃し環境美化を図る。
- ⑫ 秋まつりや文化祭を通して、地域住民との交流を図るとともに、地域に開かれた施設作りを推進する。
- ⑬ 地域の文化祭へ参加、作品展示を行い、地域関係者と交流を進める。
- ⑭ ホームページや機関紙で地域貢献の取組について紹介する。